

御代田町奨学生を募集します

修学の意思と能力がありながら、経済的な理由で修学が困難な方を対象に、町では奨学金を貸与しています。希望される方はお申し込みください。

◆**申込期間(期限厳守)** 4月1日(木)～4月30日(金)

◆**貸与額(月額)** 高校生・高専生1万円、大学生4万円 ※専門学校生は対象になりません。

◆**支払方法** 年2回払い(6月と10月)

◆**申請書類**

- ①奨学金貸与申請書 ②奨学金推薦調書 ③資力調書 ④成績証明書 ⑤健康診断書
⑥住民票謄本 ⑦在籍証明書または合格通知書 ⑧親権者の納税証明書

◆**貸与条件**

- ・当該年度に進学が確定した方または現在在学中の方
- ・保護者が御代田町に生活の拠点があり、その方の子弟であること
- ・経済的な理由で修学が困難と認められる方(日本学生支援機構の規程に準じます。)
- ・学業および資質に優れている方
※審査基準は、高校生…中学校3年時の評定平均が3.0以上、高専生…中学校3年時の評定平均が3.0以上、大学生…高校2～3年時の評定平均が3.0以上
- ・健康な方
- ・日本学生支援機構、その他これに類する団体などから学費の給付および貸与を受けていない方
- ・授業料が免除されていない方
- ・親権者に町税などの滞納が無いこと

◆**貸与の決定** 5月中旬に審査を行い、選考結果をお知らせします。

◆**奨学金の償還**

償還期間は、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内で年賦または半年賦で償還していただきます。ただし、全額または一部を一度に償還することも可能です。

※奨学金の貸与を受けた方は卒業の月の翌月から一年経過後、貸与を取り消した方は取り消した日の属する月の翌月から一年経過後に、償還を始めます。

申し込み・問い合わせ先 教育委員会学校教育係(32)9100

**宝くじ収益金の助成事業でコピー機や
あずまやなどを整備しました**

皆さまが購入した宝くじの売り上げの一部を収益金として活用しています。この収益金の一部を活用して次のとおり整備しました。

上宿区

助成団体

財団法人自治総合センター

助成事業名

コミュニティ助成事業

整備したもの

あずまや・ベンチ・掲示板



豊昇区

助成団体

財団法人長野県市町村振興協会

助成事業名

コミュニティ助成事業

整備したもの

掲示板・コピー機



この2つの事業により、地域に憩いの場が整備され、また掲示板などで情報伝達がスムーズになり、地域の活性化が図られることが期待されます。

問い合わせ先 企画財政課企画係(内線53)

春の全国火災予防運動実施

火災が発生しやすい気候と時期を迎えるにあたり、消防記念日を最終日とする一週間(3月1日(月)～3月7日(日))、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。町民の皆さんも「住宅防火いのちを守る 7つのポイント」を守り、大切な財産を火災から守りましょう。



住宅防火 いのちを守る
7つのポイント

3つの習慣

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ① 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ② 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**などを設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な方を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

春の火災について

昨年、町内では10件の火災が発生し、その内5件が3月から5月の「春季」に発生しています。この時期は、空気が非常に乾燥している上、土手焼きや枯れ草の焼却など火入れをする機会が多くなり、火災の発生しやすい条件が重なってきます。火入れをする場合はあらかじめ消防署に届出(佐久広域連合火災予防条例第50条)をして、指示を仰ぎ火災を出さないように十分気をつけてください。

消防記念日とは

1948(昭和23)年、「消防組織法」が施行された日です。明治憲法下では、警察の管轄とされていた消防業務が、この日から市町村長が管理する「自治体消防制度」となりました。これを記念し、1950(昭和25)年に国家消防庁(総務省)がこの日を制定しました。

「消えるまで ゆっくり火の元 にらめっこ」(全国统一防火標語)

問い合わせ先 御代田消防署 (32)0119

「くんこちは農業委員会です」

■御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線27・64

農地造成や農業用施設を建設する時には届出を!

●**農業用施設**
本来農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければなりません。許可が必要なのは、無秩序な農地の転用を規制し、農地のスプロール化(虫食い状態)を防止することとで、農業生産の基盤となる優良農地の確保を図る必要があるためです。

ただし、農地に農業用施設を建てる場合には、農地法の適用除外の特例が設けられています。それは農業用施設が農地の付帯施設として農業経営に必要不可欠なものであるからです。温室や育苗施設、作業場など農業経営に必要な施設に転用する場合で、**転用する農地の面積が2アル未満**であるときは許可が必要ありません。この場合、農業委員会に『**農業用施設に供することの届出書**』を提出してください。

●**農地造成**
自分の農地が、道路と落差があり耕作の支障となっていたり、土質が悪いので耕土を入れ替えるなど、いわゆる農地造成をする場合は、事前に『**農地造成等届出書**』を提出してください。農地利用が目的の整備ですから、造成後の営農計画を立てていただき、他の目的ではなく、農地として活用するということになりますので、転用は、最低3年間できなくなります。